

○伊豆市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成17年8月1日告示第50号

改正

平成20年7月1日告示第74号

平成24年3月29日告示第46号

平成26年9月30日告示第130号

平成27年6月30日告示第123号

平成28年3月31日告示第56号

伊豆市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「小児慢性特定疾病児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る者をいう。

(用具の種目)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、当該用具の性能等は、同表の性能等の欄に掲げる要件を満たした者で、伊豆市に住所を有するものをいう。

(対象者)

第4条 給付の対象者は、別表第1の種目の欄に掲げる用具ごとに、同表の状態の欄に掲げる状態にある小児慢性特定疾病児童等のうち、次の要件のすべてを満たしているものとする。

(1) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断された者

(2) 他の事業による用具の給付の対象とならない者

(給付の申請)

第5条 用具の給付を受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付診断書（様式第2号）、小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び給付を希望する用具の見積書を併せて市長に提出するものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、調査書（様式第3号）を作成し、審査をした上で用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、用具の給付を行うことを決定したときは日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）及び日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定したときは却下決定通知書（様式第6号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第8条 用具の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、別表第1の基準額に給付を受ける用具の個数を乗じて得た額を上限とし、別表第2の費用負担基準により、その者の属する世帯の収入に応じて用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

2 受給者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項の規定により負担する額を支払うものとする。

3 市長は、用具を納入した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により受給者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

4 前項による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第9条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、前項に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の給付から適用する。

附 則 (平成20年7月1日告示第74号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日告示第46号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日告示第130号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日告示第123号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の給付から適用する。

附 則 (平成28年3月31日告示第56号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条、第8条関係)

日常生活用具給付種目

種目	性能等	状態	基準額
便器	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	常時介助を要する状態	4,810円
特殊マット	褥(じょく)瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態	21,170円
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	上肢機能に障害のある状態	163,300円
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態	166,320円
歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身	下肢が不自由な状態	64,800円

	体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの		
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介助を要する状態	97,200円
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できない状態	72,360円
体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態	16,200円
車いす	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの	下肢が不自由な状態	電動以外のもの 76,030円
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	発作等により頻繁に転倒する状態	13,130円
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある状態	60,910円
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	体温調整が著しく難しい状態	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある状態	40,820円
ネブライザー(吸入器)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある状態	38,880円
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な状態	170,100円
ストーマ装具(蓄便袋)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	人工肛門を造設した者	111,460円
ストーマ装具(蓄尿袋)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	人工膀胱を造設した者	146,450円
人工鼻	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	126,360円

別表第2 (第8条関係)
費用負担基準

世帯の階級区分	徴収基準月額	加算基準月額
---------	--------	--------

		(円)	(円)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C 1	A階層及びD階層の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額を 除き当該年度分い世帯）	230
C 2	所得割の額のある世帯	2,900	290
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,400円以下	350
D 2		2,401円～4,800円	380
D 3		4,801円～8,400円	430
D 4		8,401円～12,000円	470
D 5		12,001円～16,200円	550
D 6		16,201円～21,000円	630
D 7		21,001円～46,200円	810
D 8		46,201円～60,000円	940
D 9		60,001円～78,000円	1,160
D10		78,001円～100,500円	1,380
D11		100,501円～190,000円	1,790
D12		190,001円～299,500円	2,200
D13		299,501円～831,900円	2,620
D14		831,901円～1,467,000円	4,040
D15		1,467,001円～1,632,000円	4,250
D16		1,632,001円～2,302,900円	5,150
D17		2,302,901円～3,117,000円	6,130
D18		3,117,001円～4,173,000円	7,190
D19		4,173,001円以上	全額 左の徴収基準月額の10%又は8,560円のいずれか多い額

備考

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各階層に属する世帯から2人以上の小児慢性特定疾病児童等が同時にこの費用負担基準の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な小児慢性特定疾病児童等1人については徴収基準月額により、その他の小児慢性特定疾病児童等については加算基準月額により、それぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 小児慢性特定疾病児童等に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該小児慢性特定疾病児童等の扶養義務者がいないときは、徴収月額の設定は行わないものとする。ただし、小児慢性特定疾病児童等の本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を設定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に小児慢性特定疾病児童等を扶養しているもののうち、当該小児慢性特定疾病児童等の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「小児慢性特定疾病児童等の属する世帯」とは、当該小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と小児慢性特定疾病児童等が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数ヶ月別居している場合、病気治療のため一時病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は小児慢性特定疾病児童等と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、小児慢性特定疾病児童等と世帯を一にしない扶養義務者については、現に小児慢性特定疾病児童等に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取り扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）第92条第1項、第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村

民税によることとする。

(3) 費用負担基準の適用時期

毎年度の別表「費用負担基準」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 費用負担基準中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該小児慢性特定疾病児童等の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）